

# 青森県報

第二百三十六号

令和二年  
十一月二十日  
(金曜日)

## 目次

### 規 則

○青森県環境評価条例施行規則の一部を改正する規則……………(環境保全課) ……一

### 告 示

○障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課) ……一

○特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………(水産振興課) ……二

○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除(河川砂防課) ……二

○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………(同) ……二

○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の解除……………(同) ……三

○土砂災害警戒区域の指定……………(同) ……四

○土砂災害警戒区域の指定……………(同) ……五

○証紙売りさばき人の住所及び売りさばき場所の変更……………(会計管理課) ……五

○漁船保険付保義務の発生……………(県民局) ……五

### 公 告

○県有財産の売却に係る一般競争入札……………(財産管理課) ……六

### 収用委員会

○公示による通知……………(監理課) ……七

○右 同……………(同) ……七

## 規 則

青森県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県規則第五十四号

#### 青森県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

青森県環境影響評価条例施行規則(平成十二年六月青森県規則第百六十三号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第三号へ中「第十五条第一項」を「第十八条第一項」に改める。

### 附 則

この規則は、令和二年十二月一日から施行する。

## 告 示

### 青森県告示第八百二十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和二年十一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う所	指 定 年 月 日
名称	名称	所在地	
社会福祉法人阿闍羅会	短期入所	グループホームさくら	令和二年十一月二十日
名称	主たる事務所の所在地	所在地	
南津軽郡大鰐町大字三ツ目内字水沢出口一七七の一	南津軽郡大鰐町大字虹貝字篠塚三三の二五		

青森県告示第八百二十一号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

令和二年十一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）	区 域	区 分
三沢市鹿中二丁目五八の一九一 宮古 ミツ	三沢区域 三沢市漁業協 同組合の地区	総トン数二トン 以上十トン未満 の漁船により行 う漁業であつ て、主として刺 網漁業
三沢市鹿中三丁目四四九の二 河村 義徳		総トン数二トン 以上十トン未満 の漁船により行 う漁業であつ て、主としてい かつり漁業
三沢市鹿中二丁目五三二 佐々木 哲也		総トン数二トン 以上十トン未満 の漁船により行 う漁業であつ て、主として網 漁業
三沢市織笠二丁目二五七九の一 沼山 英明		総トン数二トン 以上十トン未満 の漁船により行 う漁業であつ て、主として網 漁業
三沢市大字三沢字猫又二二の五七六 小 鹿 勲		総トン数二トン 以上十トン未満 の漁船により行 う漁業であつ て、主として網 漁業
三沢市大津四丁目二二の四〇七 河村 貴巳		総トン数二トン 以上十トン未満 の漁船により行 う漁業であつ て、主として網 漁業
三沢市鹿中一丁目一四五の七一 富田 由廣		総トン数二トン 以上十トン未満 の漁船により行 う漁業であつ て、昭和五十年 九月六日青森県 告示第六百六十 六号（漁業災害 補償法による加 入区の設定）の 二の表三沢区域 の項の1から3 に掲げる漁業以
三沢市三川目四丁目六九の二二三 宮古 武則		総トン数二トン 以上十トン未満 の漁船により行 う漁業であつ て、昭和五十年 九月六日青森県 告示第六百六十 六号（漁業災害 補償法による加 入区の設定）の 二の表三沢区域 の項の1から3 に掲げる漁業以

青森県告示第八百二十二号

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を次のとおり解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項及び同法第九条第九項において準用する同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び中南地域県民局地域整備部に備えて縦覧に供する。

令和二年十一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

桔梗野一丁目土砂災害警戒区域及び桔梗野一丁目土砂災害特別警戒区域

一 解除する区域

弘前市の区域のうち次の図面に示す区域

（図面省略）

二 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

三 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

（図面省略）

青森県告示第八百二十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第七条第四項及び第九条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び中南地域県民局地域整備部に備えて縦覧に供する。

令和二年十一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

桔梗野一丁目土砂災害警戒区域及び桔梗野一丁目土砂災害特別警戒区域

一 指定の区域

弘前市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

二 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

三 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成

十三年政令第八十四号)第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

青森県告示第八百二十四号

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を次のとおり解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項において準用する同条第四項及び同法第九条第九項において準用する同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び中南部地域県民局地域整備部に備えて縦覧に供する。

令和二年十一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 蔵館一号土砂災害警戒区域及び蔵館一号土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

南津軽郡大鰐町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成十三年政令第八十四号)第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

項

次の図面のとおり

(図面省略)

二 川辺土砂災害警戒区域及び川辺土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

南津軽郡大鰐町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

三 川崎土砂災害警戒区域及び川崎土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

南津軽郡大鰐町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

四 南大鰐沢土砂災害警戒区域及び南大鰐沢土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

南津軽郡大鰐町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

五 沢田八幡沢土砂災害警戒区域及び沢田八幡沢土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

南津軽郡大鰐町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

青森県告示第八百二十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第七条第四項及び第九条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び中津地域県民局地域整備部に備えて置いて縦覧に供する。

令和二年十一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 蔵館一号土砂災害警戒区域及び蔵館一号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

南津軽郡大鰐町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成十三年政令第八十四号)第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

二 川辺土砂災害警戒区域及び川辺土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

南津軽郡大鰐町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

三 折紙口一号沢土砂災害警戒区域及び折紙口一号沢土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

南津軽郡大鰐町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

四 広沢土砂災害警戒区域及び広沢土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

南津軽郡大鰐町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

青森県告示第八百二十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により公示する。  
その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び中南部地域県民局地域整備部に備えて置いて縦覧に供する。

令和二年十一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 川崎土砂災害警戒区域

1 指定の区域

南津軽郡大鰐町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

二 南大鰐土砂災害警戒区域

1 指定の区域

南津軽郡大鰐町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

三 沢田八幡沢土砂災害警戒区域

1 指定の区域

南津軽郡大鰐町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

青森県告示第八百二十七号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の住所及び売りさばき場所について次のとおり

変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第六条第五項において準用する同条第二項の規定により告示する。

令和二年十一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	住所	名称	売りさばき場所	変更年月日
変更前	青森市橋本二丁目一七の六	柴田 保弘	青森市橋本二丁目一七の六	令和 三・二・三
変更後	青森市橋本二丁目一六の五		青森市橋本二丁目一六の五	

青森県告示第八百二十八号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第一百十二条第一項の規定による同意があったと認められたので、同法第一百十二条の二第三項の規定により公示する。

令和二年十一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名	加入区の名称
上北郡六ヶ所村大字泊字焼山二五三の一 松下 誠四郎	泊
上北郡六ヶ所村大字泊字焼山五〇八の二 上野 徳光	
上北郡六ヶ所村大字泊字焼山一 中村 忠志	

公

告

県有財産の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六の規定により公告する。

令和二年十一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる土地（建物、工作物等を含む。）の売却

所 在 地	地 目	地積（平方メートル）
青森市大字浅虫字山下三三の一三	宅 地	二六三・五四
青森市大字安田字近野四八〇の四	雑種地	二〇五・〇〇
青森市桜川三丁目一一三六の二	宅 地	二、八五九・八二
青森市浪岡大字浪岡字淋城二の一	宅 地	八〇五・二六
五所川原市金木町芦野二〇〇の二二七五	宅 地	三五九・九九
北津軽郡中泊町大字中里字亀山七七七の一三九	宅 地	八〇一・〇一

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七條の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当しない者であること。

三 売却する物件を示す場所

一に掲げる土地の所在地

四 売却する物件の地積測量図等の書面、契約条項を示す場所及び入札案内書の交付

場所

青森市長島一丁目の一 青森県総務部財産管理課

青森市桂木四丁目八の二 協同組合タツケン

五 入札及び開札の場所及び日時

1 入札場所

青森市長島一丁目の一

青森県総務部財産管理課

2 入札日時

令和二年十二月十五日 午前九時から

令和二年十二月二十一日 午後五時まで（必着）

3 開札場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 東棟四階B会議室

4 開札日時

令和三年一月十三日 午前十時から

開札は、物件番号順に順次行う。

六 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあっては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

八 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

九 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件の引渡しは、現状有姿により行うので、入札参加者は、必ず入札前に現地の確認をすること。

収用委員会

公示による通知

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条第二項の規定により次の書類を通知するに当たり、土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第六条第三項の規定によることのできないので、同令第五条第一項の規定により公示による通知を行う。

令和二年十一月二十日

青森県収用委員会会長 赤 津 重 光

- 一 通知すべき書類の名称  
審理の開始について（通知）
- 二 通知を受けるべき者  
別表のとおり
- 三 通知すべき書類の保管場所  
青森県県土整備部監理課内
- 四 その他

一の書類は、令和二年十二月三日を経過した時をもって通知があったものとみなされます。

別表

氏 名	住 所
持分29分の1（亡）川嶋 初太郎 持分29分の1（亡）沼口 興助 法定相続人 沼口 光夫	住所不明 ただし、住民票の除票の住所 青森県上北郡横浜町字向平250番地 （平成21年8月5日職権消滅）
持分29分の1（亡）川嶋 初太郎 持分29分の1（亡）坂井 濱田 千香子 法定相続人	住所不明 ただし、中市釜池東町一丁目10番 地3 附票の住所 フラジール国
持分29分の1（亡）外崎 間藤 興手 法定相続人 ナツ	住所不明 ただし、市松原二丁目28番地 本籍地 青森県青森市 附票の住所 フラジール
持分29分の1（亡）沼口 米松 法定相続人 沼口 喜太郎	住所不明 ただし、最後の本籍地 青森県上北郡横浜町字向平230番地

公示による通知

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条第二項の規定により次の書類を通知するに当たり、土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第六条第三項の規定によることのできないので、同令第五条第一項の規定により公示による通知を行う。

令和二年十一月二十日

青森県収用委員会会長 赤 津 重 光

- 一 通知すべき書類の名称  
審理の開始について（通知）
- 二 通知を受けるべき者  
別表のとおり
- 三 通知すべき書類の保管場所  
青森県県土整備部監理課内
- 四 その他

一の書類は、令和二年十二月三日を経過した時をもって通知があったものとみなされます。

別表

氏 名	住 所
持分29分の1（亡）安部 哲哉 法定相続人	不明 ただし、住民票の除票の住所 青森県三沢市松園町2丁目5番27号 第一松園団地1号棟58-1-303
持分29分の1（亡）尾崎 健 法定相続人	住所不明 ただし、住民票の除票の住所 青森県上北郡野辺地町字馬門2番地 （令和2年2月13日職権消滅）
持分29分の1（亡）平尾 由五郎 法定相続人（亡）二木 君代の相 続人	相続人不明 最後の本籍地 ただし、青森県上北郡横浜町字家ノ前川田28番地

(亡) 沼口 武雄  
法定相続人 沼口 光夫

住所不明 ただし、住民票の除票の住所  
青森県上北郡横浜町、字向平250番地  
(平成21年8月5日職権消除)

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価 小口一枚二付十五円